



【組合室】中京大学名古屋キャンパス4号館3階 内線2509 TEL/FAX 052-834-6255
E-Mail kumiaichukyo@gmail.com HP <http://chukyo-union.jp>

Topics

- ・(不誠実) 団体交渉報告 3
- ・学習会 (5/24) 案内

(不誠実) 団体交渉報告 3

労使慣行の無視・不誠実な対応が続く 理事会、書かれた「台本」を読むような返答に終始

ニュース25号に続き、今号では4月14日に行われた不誠実団交のうち、①労使慣行である新人行政職員研修での組合説明会拒否、②総建委員会問題、③組合にのみ空き教室を教えなかった件、④「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会」の設置規程等作成、⑤梅村学園内でのヒアリング実施におけるガイドライン作成、⑥監視カメラの設置およびカメラの管理運営規定作成、⑦「羅教授を支援する会」の活動が妨害されている件、の7つの議題について報告する。なお本号をもって3号にわたった団交報告は終了する（参加者及び全議題はニュース25号を参照のこと）。なお、これまでの団交報告は25、28号を、団交前の事務折衝については19号をそれぞれ参照されたい。

団交要旨：①では、理事会による新人行政職員研修での組合説明会拒否が昭和48年に締結された労使間の協定を無視していたことが明らかになった。②においては、理事会は総建を存続させるか明言しなかったが、この件が団交事項にあたるか検討するとの回答があり、また体育館建設等において説明会開催は可能との返答を引き出すことができた。③では、組合に空き教室を教えなかった件について理事会から経緯説明が行われた。④においては、理事会はあらゆる問題に柔軟に対処するため、「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会」の規程作成は不要との立場を崩さなかったが、同委員会の存在について教職員に知らしめる等の「透明化」の努力を行うことを約束した。⑤では、学園・大学執行部等から突然、ヒアリングに呼び出される教職員の不安はよく理解できるとして、理事会としてヒアリングを「透

明化」するよう検討事項としたいとの回答があった。⑥では、理事会はカメラの設置台数が少ないこと、柔軟に取り扱えることを理由に管理規程作成を拒否したが、宮本総務局長は防犯カメラの管理者・部署を団交の場で答えられなかった。⑦では、理事会は羅教授を支援する会が学外の団体であることから、同会の教室利用不許可は組合活動の妨害にあたらないと主張した。

・理事長欠席、天下り問題について

最初に理事会側の団交出席者が妥結権・締結権のない、交渉権のみ付与された立場であることを確認し、今回も正規の団交ではなく不誠実である旨を抗議した。理事長の団交出席が労使慣行として確立していたことについては、理事会側は「そういう認識はない」、組合が過去の記録から理事長が毎回出席していたことを提示しても「過去には出席していなかったこともあると思う」と答えるのみであった。しかし妥結権・締結権のない代表者と何度交渉を繰り返しても、議論は進展しない。組合としては今後も理事長の出席を強く求めていきたい。

文科省の天下り問題については、たとえ法には触れていなくとも、中京大学側から国家公務員法に触れる行為を依頼したことは明らかなコンプライアンス違反であり、文科省に依頼した経緯などについて説明会を開催するよう求めた。しかし理事会側は「法に触れているわけではない」の一点張りで、説明会開催は拒否された。天下り問題で名前が挙がったこと自体が大学のイメージを大きく失墜させるものであり、理事会の危機感のなさには呆れ返るばかりである。

①労使慣行である新人行政職員研修での組合説明会拒否に関して

新人行政職員研修において組合説明会を開催することは、昭和48年3月9日付の協定書があり、理事会と組合で正式に協定を結んでいる。これを一方的に破棄したことについて、当初理事会側は「(協定書の)有効期限は3年」と主張した。しかし、期間の定め「ある」労働協約の上限は3年だが、「ない」場合は無期限である。理事会はこのことをご存じなかったようで、指摘されると次に「それ(協定)を変えることを今回提案した」とそれまでの主張を翻した。

理事会側は

- ・「(研修の1ヶ月以上前になる)3月2日の事務折衝で組合に変更を伝えた」から、組合の了承は必要ない
- ・組合には研修終了後に説明会を開催できるよう、研修の場所や終了時間を伝え、パソコン等の機材も提供したので、労使慣行の便宜供与廃止に当たって相当な配慮を行った
- ・組合の説明を受けたくないという行政職員の意見に配慮した
- ・研修時間内の組合説明会が、労使慣行として定着していたとは認識していないなどと述べたが、新人行政職員研修における組合説明会は、協定書によれば少なくとも昭和48年度から連続と続けられてきた「長年の労使慣行である便宜供与」であることは明白である。しかも昨年度までは3月下旬に事務方から組合へ、新人行政職員研修の時間や場所の通知がなされていたのである。これを労使慣行であると「認

識していない」などと主張されても、常識的に考えて通用するものではない。ここまで明確な労使慣行を一方的に変更するのは、明らかな不当労働行為と言わざるを得ない。この問題については次回以降の団交で、昭和48年の協定書の有効性を確認し、再度検討することとなった。

ちなみに組合説明会を研修時間内に行わないことは、理事会で決定したことか、と確認したところ「議題としては上げていないが、話した」とのことであった。つまり理事会の意向が反映されて決定された、ということだろうか……？

②総合建設計画委員会の審議を経ず施設建設を行っていることに関して

総合建設計画委員会（以下、総建）不開催のまま、豊田キャンパスの体育館や、名古屋キャンパス5号館1階のコンビニ建設を進めていることについて、説明会を開いて経緯を明らかにするよう要求したところ、理事会は当初「組合員の労働条件と関係ないので、団交案件ではない」との認識を示して突っぱねた。しかし総建には組合からも3名の委員を出しており、労使関係に関わる事項として、明らかに義務的団交事項に該当する。また、施設建設は労働環境に関わる問題である。これらの点を指摘し、「労働条件ではない」と判断したことについて、その根拠をたざしたところ「今回は労使交渉にはあたらないという認識で臨んだが、意見をいただいたので次回までに検討する」との回答であった。

しかし組合員各位もご承知の通り、先般「総合建設計画委員会のありかた検討プロジェクト」での議論を踏まえて、「総合建設委員会のあり方を見直す」との意向が学長から示されている。組合側としては「ならば次回団交までに総建が廃止されることはなく、廃止前に次回団交を行うということではどうか。でないと話し合いではなく通告にあたり、不当労働行為である」と指摘したところ、体育館およびコンビニ建設に関して種田副学長より「説明会の開催は可能だが、総建の存続は約束できない」という返答であった。しかし「説明会開催は可能」との発言を引き出したのはひとつの成果であろう。教職員組合として、理事会に対し早期の説明会の開催を働きかけていきたい。

総合建設計画委員会の開催・運営に関しては、2011年4月21日付で前理事長からの組合に対する回答書に「総合建設委員会の開催頻度を高め、議論の活性化を図る」と明記されており、現在の状況はこの内容に違反している。この回答書の有効性について、理事会側は「わからない」とした上で、時代も変わっており、この回答書の内容を守り抜くだけでは現実的ではない、との認識が示された。だが、回答書の内容を見直したいのであれば、組合にきちんと説明した上で、議論を尽くすべきであろう。

また「総合建設計画委員会のありかた検討プロジェクト」についても、組合に事前説明がなかった点をたざしたところ、3月28日の学部長懇談会を通じて各学部に伝えたことで、全学的に周知したつもりであったようだ。組合に対しては「義務的団交事項とは考えておらず、従って組合に対して報告はしていない」と認めたものの、説明を怠ったことについては「見解の相違」との主張に終始した。このプロジェク

トには組合からの出席者がメンバーに含まれておらず、この点に関しても到底認めることはできないとして、組合は強く抗議した。学内組織図に明記されていないプロジェクトにおいて、総合建設計画委員会という重要な組織の改廃を議論するというのは、果たして民主的な議論プロセスといえるだろうか。

③組合にのみ空き教室を教えなかった件に関して

この問題については、副学長より「誤解がある」として、以下のような説明がなされた。

- ・教室借用について、従来は総務課に電話をして仮予約をし、その後本予約という形をとっていた。しかし授業や学内行事を優先するにあたり不都合があり、また使用教室を同じ建物やフロアに集約することで、冷暖房の効率化をはかりたいと考えた。
- ・そこで教室借用の申請をいったん集約の上、学内行事優先で割り振る運用を始めたのが、ちょうどこの12月1日であった。
- ・運用初日に総務部長が不在であったため、詳細を説明できる者がおらず、組合から抗議を受けて誤解が生じていることが判明した。
- ・この教室予約方法の運用は、12月2日から現在まで一時中止している。
- ・誤解が生じていることを受けて、総務部長から組合委員長に電話で説明しようとしたが、その時は連絡がつかなかった。委員長には12月6日に「今までの方法が合理的でなかった」旨の説明はした。

この副学長の説明は、理事会に対して提出した12月11日付「教室利用の不当制限にかかわる抗議及び申入書」で組合側が主張した事実と合致する。しかしこの「抗議及び申入書」に対する12月22日付回答書では「記載されているような返答はしていません」と否定している（ニュース19号資料参照）。この点については「抗議及び申入書」の(5)―②「あれ（不当労働行為）に当たる可能性を考え撤回することにした」というような返答はしていない、という意味であるとの回答であった。

空き教室を教えなかったのは組合に対してのみか、他に例があったかの調査結果を問うと、12月1日には組合のほかに利用申請がなかった、とのことであった。また運用停止した時間については、12月1日に委員長からの電話を受け、12月2日の朝から停止したとの説明があった。

組合としては、このようなルール変更を行うのであれば、きちんと議論をした上で周知徹底をはかるよう、理事会に強く求めた次第である。

④教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会の設置規程および調査を実施する場合の規程作成に関して

昨年10月の団交において、羅教授の懲戒解雇に至る過程で、理事会のもとで「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会」が設置され、羅教授を調査していたことが発覚した（羅教授自身もこの団交で同委員会の名称を初めて認知した）。この委員会について執行部が団交議題とした理由は3点ある。1)ハラスメントや研究倫理以外のあらゆる不正を扱うこの委員会は、懲戒につながる案件を調査する可能

性があるにもかかわらず規程を持っていない。2)同委員会は過去の事例からも明らかかなように調査も実施しているが、キャンパスハラスメント防止委員会のような調査にかかわる規程を持っていない。3)教職員の身分にかかわる調査を実施してきたにもかかわらず、規程すらないことは、恣意的に調査がなされるという疑念を捨てきれず、労働者として不安の念を持たざるを得ない。

この件に関する理事会の回答は以下の通り。「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会は学則3条3項にもとづくという意味でハラスメント委員会、研究倫理委員会と同じ」だが、「この委員会は常設ではなく、これ以外のあらゆる問題に対処する委員会ということで、学長の権限に基づき必要性を判断されて、柔軟に対応できることにこの委員会の存在意義がある。そのため、規程にはなじまない。それゆえに作成する必要も無い」。

理事会の回答を要約すれば、常設でなく、またハラスメントや研究倫理以外のあらゆる問題に柔軟に対処する必要があることから規程作成の必要は無い、というものであった。これに対して組合側は、調査対象になりうる側として、この委員会がどのように機能するのかを規程として示すことが、常設・非常設を問わず、必要なのではないか、と主張したが、理事会は規程を作ることであらゆる問題に対処することがむしろかくなる、との回答を繰り返した。また組合は、「何を調査する委員会か定まっていないことで、極端なことを言えば、これまで問題になっていないことが突然、倫理的問題になるとの不安を拭き切れない。それでは安心して働けない」と主張したが、理事会側は「イレギュラーな、驚くようなことが出てくるわけで、それに迅速かつ適確に対応し、現状を把握し、事実を確認する」ために「必要な委員会であることをご理解いただきたい」と回答した。

最後に組合側から、ほとんどの大学の構成員が組合ニュースでこの委員会があることを知った現実があり、このような委員会からいきなり呼び出され、調査されることになれば、不安にならざるを得ない。このような事態を少しでも減らすために、何らかの形で委員会のありかたを透明化する努力はしてもらえないか、との要望を行った。副学長はこの要望に対し、規程を作るのはむしろかしいかもしれないが、「こういう委員会の存在を知らしめる、そういうことに関して検討する」との返答があった。要求した規程作成には至っていないが、この委員会について教職員に「知らしめるため」の透明化に向けて努力をすとの回答は一步前進であると執行部は受け止めている。今後の理事会による取り組みを注視していきたい。

⑤梅村学園内でのヒアリング実施におけるガイドライン作成に関して

昨年、組合員が学長の命を受けた副学長によるヒアリングにより、精神的な負担を感じ、職務の遂行に支障が出るような状況が生じた（組合ニュース7号参照）。じっさいに、ヒアリングは、多くの教職員にとってなじみのない出来事であり、突然、ヒアリングという形で学園・大学執行部から呼び出しを受ければ、動揺する教職員も少なくないと思われる。こうした状況を減らすため組合はヒアリング実施におけるガイドライン作成を要求した。

この点について理事会の回答は、「いろいろな案件に柔軟に対応するのがヒアリングの本質であり、「ガイドラインを作成するというのはなじまない」というものであった。また、ヒアリングにおける第三者の立ち会いについては、「本人から事実関係を聴取するということに本質的な意味があり、第三者の立ち会いは必要無い、との見解が示された。そして最後に「ヒアリングとはたんに事実関係を確認したいということなので、何も不安に思わず対応していただきたい」との返答があった。

この件に関する組合側とのやりとりで、理事会側は再三にわたりヒアリングは「事実確認のための聴取」であると述べたが、組合側は情報発信が理事会や学長からなされていないなかでヒアリングが行われた場合、「怖い」という感情を十分持ちうることを伝え、本件についても教職員への情報発信等を含む透明化の努力を求めた。これに対する理事会の回答は、「趣旨はよく理解できるので、透明化については検討事項と言うことで受け取らせてもらいたい」というものであった。組合としては、教職員のヒアリングに対する不安を和らげるための、理事会による今後の情報発信について関心を持って見守っていきたい。

⑥監視カメラの設置およびカメラの管理運営規定作成に関して

昨年11月頃から学内で防犯カメラが新設されるようになっていく（名古屋キャンパスでいえば、14号館学事センター内に2機、そして総務課など）。防犯カメラで録画された画像には学外者のみならず教職員、そして学生が写っており、その利用・管理次第ではプライバシー問題が生じうる。そこで、組合は3月の事務折衝において名古屋大学の「防犯カメラの管理および運用に関する規程」を参考に、本学においても監視カメラの管理運営規程作成を求めた。

これに対する理事会の回答は、設置されているのは、監視のカメラでなく防犯のためのカメラであると断った上で、「撮影は構内という開かれた場所で行っているため、プライバシー侵害に当たらない」、不特定多数の人が行き交う大学には「学生、教職員の安全を維持する義務があり」、「防犯カメラの必要性は相当性もある」というものであった。また、「最近、学内では盗難等の事件が連続して発生して安全管理上の責任を痛感して」おり、「今後も不審者を把握する仕組みが必要とされている」という設置意図の説明もあった。また管理運営規程の作成については、検討した結果、「学園側で判断することであり」、「作成することはいまのところ考えていない」と返答した。作成しない理由をさらに尋ねると、1)本学の場合はカメラの台数が少ない、2)柔軟に取り扱いができるように現段階では規程化することは考えていない、との説明があった。

組合からは、現状でのカメラ映像等の管理状況を明らかにするため、「どの部署でどなたが管理しているのか、また映像はどれくらい保存しているのか」と尋ねたところ、「ちょっといま確認できませんので、いまこの場ではお答えできません」という驚くべき回答が宮本総務局長よりあった。この回答は、映像の管理が重要な課題として中京大学において意識されていない、もしくはその取り扱いが明確に定まっていなかったことを意味していると思われる。この返答は防犯カメラの映像が十分にプ

プライバシーに配慮して取り扱われているか大いに疑念を抱かせるものであった。また、個人情報保護委員会の規程における防犯カメラ映像の扱いを尋ねたところ「委員会のマターにはなっていない」ので、「検討する」との回答が副学長よりあった。組合として、同委員会における検討結果を待ちたい。

つぎに学事課内及び総務課にカメラを設置した意図について尋ねたところ、メールボックスに何か「入れられて不快な思い、メンタル的に不安になる」ことを防止するため、との説明があった。また、「カードでキーを開けたその何秒間の内に誰かが入」り、「そのときに文書をいれられてということはあ」る。「そういう意味で教員の安全安心のための抑止力になっている」という考えが理事会より示された。

さらに規程作成の必要性についてのやりとりの中で、花村理事より「プライバシーにかかわるとはいまのところ私たちは考えていません。別に変な場所に（注 カメラが）ついているとは思ってない」ので、という回答があった。プライバシー問題は、どのような映像を撮影しているかにかかわるだけではない。理事会は、撮影した映像の運用や管理の仕方次第ではプライバシーにかかわる問題が生じうることを理解し、名古屋大学を含む多くの大学で作成されている防犯カメラの管理運営規程の作成に早急に取り組んでほしい。

⑦羅教授を支援する会の活動が妨害されている件に関して

今年2月10日、羅教授を支援する会が学内での集会開催のため教室使用を申請したところ、大学当局により利用申請が不許可にされるという前代未聞の出来事があった（ニュース15号参照）。組合は、これまで懲戒解雇された羅教授への支援を決議し、組合大会での承認を経て、同会の呼びかけ人として復職に取り組んできた。重要課題として羅教授支援に取り組んできた組合にとって、支援する会への教室使用不許可は、組合活動への妨害であるという観点から、組合は団交議題で取りあげることが求めた。

この件についての理事会の回答は、以下の通り。「羅氏を支援する会の教室使用の不許可は基本的には組合員の労働条件には関係しておらず、団体交渉事項にはあたらないと判断しており、団交ではとりあげない。学園としては、羅氏を支援する会というのは学外の団体であると認識しており、学外の団体に対して学園の教室使用を許可しなかったということであるので、組合の活動を妨害している意思はない。組合が組合員である羅氏に対して取り組まれるということに関しては、学園は何ら関与することはない」。

以下、この回答をめぐって行われた、組合と理事会とのやりとりを示す。まず、支援する会が学外の団体であると理事会が主張する根拠は、同会に学外者が入っているということであった。これに対して組合は、支援する会の活動を組合として支援し学内者も多数参加している以上、完全に外部とは言えない、正確には学内外の団体であると反論した。また組合は、組合活動と支援する会の活動が重なりあっている部分がある以上、支援する会の活動は組合活動にあたることも主張した。これに対し理事会は、外部者が入っている以上、組合＝支援する会ではないので、組合活

動への妨害には当たらないとの考えを繰り返した。

また組合は、羅教授の解雇をめぐる争議支援はまさに組合員の労働条件について扱っている活動であると主張したが、理事会側の主張は「これが直接労働条件にかかわる話とは私たちは判断しなかった」との見解を繰り返した。また某局長から「組合員の方でも羅さんを支援していない方もいらっしゃるんですよね。それで本当に組合活動と一体というのが理解できない」との頓珍漢な意見も飛び出した（ちなみに、組合は多数決で全員を拘束するというのが組織法の論理である、と反論した）。

また組合は「中京大学施設利用規程」における、どのような基準にもとづいて利用不承認にしたかについても理事会側に尋ねた。というのも、学外の団体として学会や研究会の開催にあたって、どのような施設利用であれば認められるかを知っておくことは、研究を進めていく上で重要であると考えたためである。しかし、理事会の返答は「総合的に勘案した」ととどまり、利用を拒絶した明確な理由は最後まで示されなかった。

学外の団体であることをもって明確な理由を示すことなく、教室利用を拒絶することは大学という民主的な組織に相応しい行為だろうか。学外の団体として学会や研究会を開催することも多い教員にとって、利用承認・不承認の根拠が不明確であることは、執行部の胸先三寸で利用の可否が決まるのではないかとの不安をぬぐいきれないといえよう。理事会は、本学の教員が申請した団体の利用を拒否するという誤った対応を早急に改め、教職員が安心して本学の施設を使えるようにしてほしい。

最後に

長時間にわたり、さまざまな議題についてとりあげた団交であったが、いくつかの例外はあったが、理事会から指名された交渉団はあらかじめ用意した回答から踏み出すことを強く警戒しているように感じられた。言うなれば、書かれた台本を読むような対応であった。昨年来、団交がこのような味気ないものになっているのは、妥結権・締結権を持つ理事長の団交欠席が続いているためであろう。決定する立場にない交渉団では、物事を進める決断に躊躇してしまうことになるからだ。

これでは大学・学園をよりよいものにしていくための労使の交渉の場である、団交が実りあるものになるとは言いがたい。理事長の団交への早期復帰を切に願いたい。

第4回学習会（教研企画）の案内

学校教育法の改悪と「ガバナンス改革」を斬る

日時：5月24日（水）18:00より

場所：0806 教室（センタービル8階）

講師：三宅 祥隆氏（日本私大教連書記次長）

多数の方のご参加お待ちしております。

執行部